

○鳥取県附属機関条例

平成25年10月11日

鳥取県条例第53号

改正 平成25年10月11日条例第56号

平成26年3月25日条例第12号

平成26年7月8日条例第34号

平成26年9月2日条例第41号

平成26年10月17日条例第43号

(未施行)

平成26年10月17日条例第44号

平成26年12月24日条例第56号

鳥取県附属機関条例をここに公布する。

鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機

関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第56号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例（以下「旧条例」という。）別表第1に掲げる鳥取県精神医療審査会、鳥取県地域移行支援プロジェクト会議、鳥取県地域依存症対策推進委員会及び鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例（以

下「新条例」という。)別表第1に掲げる鳥取県精神保健福祉医療協議会の委員に任命されたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例別表第1に掲げる鳥取県心といのちを守る県民運動、鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会、鳥取県8020運動推進協議会及び鳥取県よい歯のコンクール審査会の委員に任命されている者は、新条例別表第1に掲げる鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議の委員に任命されたものとみなす。

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第41号)抄

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第56号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平25条例56・平26条例12・平26条例41・平26条例44・平26条例56・一部改正)

名称	調査審議する事項
鳥取県政府調達苦情検討委員会	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る苦情の申出の処理に関する事項